

令和5年度ひたちなか市農業集落排水事業特別会計予算

令和5年度ひたちなか市の農業集落排水事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ76,523千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

令和5年 3月 1日 提出

ひたちなか市長 大谷 明

令和 年 月 日 議決

第1表 歳入歳出予算

(歳入)

(単位 千円)

款	項	金額
1. 分担金及び負担金		1,821
	1. 分担金	1,821
4. 使用料及び手数料		10,514
	1. 使用料	10,509
	2. 手数料	5
5. 繰入金		42,568
	1. 繰入金	42,568
6. 繰越金		1,000
	1. 繰越金	1,000
7. 諸収入		1,119
	1. 市預金利子	1
	2. 雑入	1,118
9. 財産収入		1
	1. 財産運用収入	1
10. 市債		19,500
	1. 市債	19,500
歳 入 合 計		76,523

(歳出)

款	項	金額
1. 農業集落排水事業費		39,399
	1. 農業集落排水事業費	39,399
2. 公債費		36,124
	1. 公債費	36,124
3. 予備費		1,000
	1. 予備費	1,000
歳 出 合 計		76,523

第2表 地方債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公営企業会計適用債	19,500	普通貸借又は証券発行(ただし、証券発行の場合において発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を限度額に加算した金額を限度額とする)	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するところによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
合 計	19,500			